

『禁止物質の管理値一覧』

* 注意：日本ビクターに納入される部品、および日本ビクターの出荷製品で保証すべき濃度である規制値については、「環境負荷化学物質使用規制ガイドライン」の表1を参照のこと

(1) 不純物濃度の管理値（従来の許容濃度に相当）

管理値は、禁止物質レベル1の対象物質に関して、基本的には意図的な使用がなければ超えないと考えられる濃度に相当し、日本ビクターや仕入先で管理するための濃度である。万一、禁止物質の不純物としての含有濃度が管理値を超えた場合には、再分析、含有理由の明確化、および含有濃度の管理値未満への低減を仕入先に要請し、是正する。

なお、管理値は日本ビクターの事業所の事情（例：納入先からの要望など）に合わせるため、事業所で独自に設定される場合がある。分析方法は、『禁止物質レベル1物質の分析方法』を参照。

表1 不純物濃度の管理値一覧

対象禁止物質	対象部位・材料	管理値： 意図的な使用・混入がなければ 超えないと考えられる濃度
カドミウム	・樹脂(ゴム・フィルム含む) ・塗料、インキ、顔料、染料	20ppm (0.002wt%) 未満 *1 (高精度分析法 *2) (揮発性成分がない状態)
	鉛フリーはんだ ・棒はんだ、・線はんだ ・やに入りはんだ、・クリームはんだ ・はんだボール ・買入れ基板のはんだ接合部 ・部品はんだ	20ppm (0.002wt%) 未満 (高精度分析法 *2)
	鉛フリーはんだ以外の金属材料	75ppm 未満 (高精度分析法 *2)
鉛	・樹脂(ゴム・フィルム含む) ・塗料、インキ、顔料、染料	100ppm(0.01wt%) 未満 *1 (高精度分析法 *2) (揮発性成分がない状態)
	鉛フリーはんだ ・棒はんだ、・線はんだ ・やに入りはんだ・クリームはんだ ・はんだボール ・買入れ基板のはんだ接合部 ・部品はんだ	500ppm(0.05wt%) 未満 (高精度分析法 *2)
	鉛フリーはんだ以外の金属材料	1000ppm (0.1wt%) 未満 (高精度分析法 *2)
	ガラス(ランプ用に限定)	500ppm(0.05wt%) 未満 (高精度分析法 *2)
六価クロム	クロメート処理部材	100ppm(0.01wt%) 未満 (簡易分析法)
PBB PBDE	樹脂 (ゴム・フィルム含む)	100ppm(0.01wt%) 未満 (高精度分析法 *2)
鉛、水銀、 カドミウム、 六価クロム	包装材 包装を構成する各均質材料 (例えば、樹脂、 インキ、塗料) 毎	4重金属の合計として、 100ppm(0.01wt%) 未満 (高精度分析法 *2)
本表で具体的に規定されていない「対象部位・材料」あるいは「対象禁止物質」に関しては、該当する高精度分析法による定量下限濃度 *4を暫定的な管理値とする。		

- * 1 : 包装材には適用しない。
- * 2 : 日常的な管理は高精度分析法と相関が確認された管理方法ならば、高精度分析以外の方法も用いることは可能である（例：高精度分析との相関が確認された簡易分析による方法）。
- * 3 : RoHS 指令で適用除外されている鉛（例：鉄合金としての0.35wt%以下の鉛）は合金成分が対象であるため、不純物としての鉛には適用しない。
- * 4 : 一般的に実施される高精度分析に供する試料量、分析装置の分析感度（検出下限値）等で決まる値で、単位試料量あたりに検出できる対象物質の下限濃度のこと。

(2) 無電解ニッケルメッキ中の鉛の管理値

無電解ニッケルメッキでは鉛が意図的に使用されているが、禁止物質としての適用は当面延期し、無電解ニッケルメッキ中の鉛含有濃度を800ppm(0.08wt%) 未満に管理することとする。分析方法は、『禁止物質レベル1物質の分析方法』を参照。

表2 管理値一覧

対象禁止物質	対象部位・材料	管理値
鉛	無電解ニッケルメッキ	800ppm(0.08wt%) 未満 (高精度分析法)

以上